

令和8年栗林公園春のライトアップ委託業務の企画提案方式 (コンペ方式)による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和8年1月9日

香川県栗林公園観光事務所長 久保 雅紀雄

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年栗林公園春のライトアップ委託業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年4月26日まで
- (3) 契約限度額 11,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (4) 委託業務の概要

栗林公園春のライトアップ全体の企画及び会場等設営・運営管理等について業務委託するもの。

詳細は別添「令和8年栗林公園春のライトアップ委託業務基準仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

① ライトアップの期間

令和8年3月27日(金)～令和8年4月5日(日)の10日間(予定)

② 主な業務内容

- ア ライトアップの企画
- イ 会場等設営・運営管理業務
- ウ 広報等に関する業務

2 応募者について

複数の事業者が共同で請け負う共同企業体での応募も認めます。その際、応募者は、共同企業体の代表者とします。この場合、共同企業体を構成する全ての企業が「3 応募資格」を満たす必要があります。

3 応募資格

法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人での応募はできません。また、次の要件を満たす法人等であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4) 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されており、A級に格付けされている者

- (5) 香川県（以下「県」という。）の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- (7) 警備業法（昭和47年法律117号）に基づく警備業の認定を受けていること。ただし、共同企業体による応募の場合、警備業務を担当する事業者が当該認定を受けていること。

4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件に適合する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を提出してください。

1) 提出書類

- ①応募意思表明書（様式1）
- ②応募資格要件に適合することを証明する書類

※3の(5)の証明書について、県税については香川県県税事務所に、国税については税務署にお問い合わせ下さい。なお、原本を提出することとします。

※3の(7)の認定については、写しでかまいません。

- ③説明会参加申込書（様式2）

※下記5の説明会に参加する者は提出してください。

- ④ライトアップ写真データ貸出申請書（様式3）

※応募資格要件に適合し、企画提案書を提出する者には、ポスター・デザイン制作のために前回のライトアップ写真データを貸し出しますので、貸し出しを希望する者は提出してください。

2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。ただし、原本の提出を求めている書類については、持参又は郵送により提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。

3) 受付期間・受付時間

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年1月9日（金）から令和8年1月16日（金）まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8時30分から12時、13時から17時15分

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年1月9日（金）から令和8年1月16日（金）17時15分まで

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和8年1月19日（月）までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。

- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

5 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたり、下記のとおり説明会を開催します。

応募資格要件に適合した者で、必要な場合は参加してください。

(日時) 令和8年1月20日(火) 10時から

(場所) 栗林公園観光事務所会議室

6 失格事由

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

7 質問事項の受付及び回答

(1) 応募資格要件に適合する者は、質問事項があれば、質問書（様式4）に記入のうえ、栗林公園観光事務所総務課まで持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

(2) 受付期間・受付時間

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年1月19日(月)から令和8年1月21日(水)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8時30分から12時、13時から17時15分

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年1月19日(月)から令和8年1月21日(水)17時15分まで

(3) 回答は、応募資格要件に適合した者全員に対して、令和8年1月23日(金)までに、電子メールで回答します。ただし、令和8年1月22日(木)までに応募の辞退を申し出た者には回答しません。また、質問者の企画提案そのものに関わる質問については、質問者にのみ回答します。

8 選定方法

(1) 応募意思表明書の受付期間終了後、応募資格要件に適合した者を対象として説明会の開催、質問の受付及び回答を行った後、企画提案書及び見積書の提出を求めます。この企画提案書について、選定委員会において審査の上、契約の候補者を選定します。

(2) 企画提案書及び見積書は、令和8年栗林公園春のライトアップ委託業務企画提案書（様式5）に添付して栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（受付期限内必着）により提出してください。

(受付期限) 令和8年1月30日(金) 12時まで

9 審査基準

審査は、下記の項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の5名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

(評価項目)

- ① 全体の企画コンセプト

- ② ライトアップの企画内容
- ③ 会場等設営・運営管理の内容
- ④ 効果的な広報活動等の内容
- ⑤ 迷惑駐車対策の内容
- ⑥ その他

(詳細は別添「令和8年栗林公園春のライトアップ委託業務に係るコンペ要領」のとおり)

10 契約書作成の要否

要します。

11 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

12 応募・照会先

郵便番号 760-0073 香川県高松市栗林町一丁目 20 番 16 号

香川県栗林公園観光事務所 総務課 宮本・島村

T E L : 087-833-7411 F A X : 087-833-7420

E-mail : ritsurin@pref.kagawa.lg.jp

13 スケジュール

1月 9日 公告開始

1月 15日 公告終了

1月 16日 応募意思表明書受付締切

1月 19日 応募資格要件の確認結果通知

1月 20日 説明会

1月 21日 質問の受付締切

1月 23日 質問への回答

1月 30日 企画提案書受付締切

2月 5日 審査会（ヒアリング、プレゼンテーション実施）

2月 10日（予定） 審査結果通知

2月 20日（予定） 契約締結

※スケジュールが変更になることがあります。その場合は別途、お知らせします。